



風俗文選通釋  
三四  
賦

5  
4218  
2



門利5  
號4218  
卷2

風俗文選通釋卷之二

南都賦

書序賦

揚州賦

前唐山賦

洛陽賦

賦類

...

風俗文選通釋

賦  
三

此風俗之通西釋也

余之學他邦 在勢時未寫

了而台卷之十本 正与

安政五年年丁之 為白文

風俗文選通釋卷之三



南都賦

汶邨

鎌倉賦

許六

吉野賦

文州

松嶋賦

芭蕉

富士賦

嵐南

湖水賦

李白

前磨山賦

支考

後磨山賦

去来

卷之二

賦類

賦ハ古來の物に之を以て文法に風俗に對して發せし  
りしき之陸機文賦云賦體物而瀏亮其變多矣  
事明白而不云賦又古詩の風俗に對して  
亦て汎誦するの文法と知るなり但辭の次より  
古文の序次は後なるの辭は好く賦は序より  
南

竹

南都賦

汶邨

平城の皇極ハ文帝の每元明天皇に和銅二年丁酉戌春  
二月都府遷シて元明元年丁酉戌春德宗  
稱徳克仁七代の帝を以て皇極は和銅元年丁酉戌春  
年甲子夏六月山城の國長岡ニ都府の遷始一日十二  
年甲戌十一月今の平安城に遷ル事平城  
南有山は南都を稱する也汶邨四都の傍に書  
て南都の城と云く此城に始りて汶邨の城に  
由り蓋梁の文書を有する城と云く一推する

あふわしるの都は山にすむすむの城之元明天皇に和銅

二年藤原の宮を移さる

南都ハ高麗の都なり今ハ山に對して南都と云之元明  
天皇より桓武帝より高麗に都す今ハ西の山に  
吾都の西ニ赤村の首の都西方八町より田圃のなる九  
條の爲妙なり内書の内は今日山に在るなり  
右の山を新井と稱する郷三條村の南街道の西邊に築城の  
内ハ古の地の名也又此内ハ内書の言へる山に對して  
高麗の山と云ふなり今ハ高麗の山に對して高麗の山と云  
高麗の大城と云ふ高麗の山也  
高麗の山と云ふ山は高麗の山に對して高麗の山と云ふ  
新井集高麗天皇  
あふわしるの都の馬車に作らるるは高麗の

まゝのうちに新形めりてまゝにほしむるは... 日中記に據る...  
崇神天皇十年 武垣安彦と妻の吾田媛と四女を御代  
としゆふより押を来る官軍那由山と申してまゝの  
と 踊りまゝなり其心はあつて那由山といふ...  
汗まじりてまゝのうちにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝに

みまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
顯江密勅云春日山より御代まゝにまゝにまゝにまゝに  
日の社まゝにまゝに春日山より御代まゝにまゝにまゝに  
大志の所まゝの山より御代まゝにまゝにまゝにまゝに  
拾遺集まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに

二心まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに

大宮殿

まゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝにまゝに  
林鹿春日御祭神四座并一武甕槌命并二天津主命并  
三天津比屋根命并四稚女神 天照大神 額任天皇神 護  
景雲二年十一月 帝陸國鹿島武甕槌命下統國香

取經津主命河內國平岡天津兒屋根命也來出於  
 於三笠山蓋姬太神初系于此矣  
 神社考云神護景雲元年六月二十一日武甕命自常  
 陸國鹿嶋出求棲處駕百鹿持柳枝為鞭到于伊弉  
 國名張郡中臣連時凡秀行者侍從七月七日入於大和  
 國阿倍山二年正月九日至三笠山告事於三神於  
 是齋主命者自下統國香取素天兒屋根命者自河  
 內國枚岡移姬大神者自伊勢而從來共於三笠之  
 山太立宮柱於底磐根以奉崇四所大神  
 後古今集卷百七十四伊弉志

神伊志神也年尼佛世等也乃月世所てす  
 唐時同音又嚴波山の宮淨上人唐時本社奉せらるる

此神人之妻不此とをよむとす事乃唐時一神と  
 ともかりきや

名山圖云云神護景雲二年十一月九日三笠山海雲  
 乃乎中三神殿の經津主命下傳云香取神也亦三の  
 神殿の天兒屋根命河内國平岡明神也才要神殿の  
 姫命伊勢玉乎津川の國名天照太神の伊弉志  
 乃乎折原氏之四社の外乎神護景雲二年於於  
 乃乎折原氏之四社の外乎神護景雲二年於於

大佛殿

和漢書云國今云東天宮乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
 取我天宮乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
 乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
 乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃  
 乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

佛於奈良大佛座像高五丈三尺五寸云正親町院承和  
十年杉原淳正兵火又回祿而大佛御頭燒落于時堂  
因畫工有山田道安者拙富賤補之示有佛無殿也  
凡百二三十年於是東大寺僧龍松院發再興志願奉  
勅許台命勸貴賤建堂云云

名所因今云天平十八年十月丙戌壬寅元正上皇光明  
皇后令修之乃幸成て大佛の供奉は佛の前後  
一萬五千七百餘の燈の供けしむる事師の監  
つ信正咒師の修奉修ふとす一東大寺の春日社  
の山子野々大佛殿甚饒田の殿の云々十五丈六  
尺といふ最初造るより百七年を行へ尙衡五年  
五月廿七日比盧舍那の大像の御頭焼つるは乃の漢

四年十一月廿八日平重衡卿の兵火より大佛の御  
頭再興造る云々三月十二日大佛供奉は乃の承和十  
年十月十日杉原淳正兵火久秀の兵火より其の後  
苗圃の武士山田道安佛像の修補すは乃の承和十  
年云々上人の佛殿の再興は乃の佛殿也云々

佛神のありて王法に輔く若宮社

春日若宮は天竺盧那の所子大押雲命を祭ると云社  
の佛神のありて人于を奉るは乃の佛神也云々

月日の事

未詳名不圖今云月日盤ハ古儀の以上春日布衣の  
所を洗川の水添十町計の所を盤の日月をのこす  
形の形を修るは乃の佛神也云々

ちよひつゝいづれに社殿田原の事あり細き伝言

寔殿

春日市宮畑原の事酒殿寔殿の二祠あり

尾上の宮

高田山より後路記云尾上宮の跡は古布の文圖あり  
尾上郡宮宮何より御代記言あり

高田の尾上宮の海へてあり宮の人の事あり

後の林ハ橋の廣継と云ふ

後の林祠新築所ありの事あり和漢之文圖を所據あり  
太宰少貳有系廣嗣ハ不比等ハ孫宇合の子也嘗吉備  
貞備信正玄昉西人王造能あり蓋玄昉事より  
太宰の側より從侍より初通子獨廣嗣と云ふ其義ハ

卷一五下道<sup>ニミナヒナ</sup>真傳あり西武帝佛乘と云ふ書物  
と銘あり玄昉却て廣嗣ハ傳言あり

事所都督と歎せらる廣嗣と云ふりて傳言あり  
十二年十月官兵廣嗣ハしける事ハ新ハ其弟綱也

平殺さる或云廣嗣軍敗し一月ハ死して首なき其義  
太虚ありて希後あり十年十年太宰府觀言る

代表ありて玄昉信正事所ハを腰帶より示れり太虚あり  
詳ありて玄昉ハしける事あり其言無福あり

太虚ハ是廣嗣と云ふの事あり其言太虚あり  
廣継ハ名多しと傳言あり

浮雲の宮ハ廣継之の娘と云

史傳記云此の林ハ廣継ハしける事あり



唐造と云ふは部より内院より是れ枝りて神前の少後所再結  
格といひ池の板橋の流すの格と云ひ井ハ以流法師のりせ  
玉の井也庭より池のりより唐の是海河のり

氷室

氷室の北ハ氷室川上六町余赤山の岡よりと云ふ夏文記曰氷室  
社ハ北向蓋井より西より之社中ハ仁徳天皇のたてた  
之命と陣那と云ふ

辛川

大正解云春日より出て猿渡の南に流れて子方町の  
南の方の流る川と云ふ名西國今云辛川ハ春日のや  
たのやうな細き流と云 唐人の記に流るにむしハ流後  
河より下りて春日の唐造と云春日の池の東に在りて

山より西に法師橋某妙六の道と云きより辛川の終  
今のより河より和漢と云國今云冬井ハ西國化云  
子方村より西に法師橋と云根元云辛川ハ上岡日けふと  
春日の河より流る之流と云某と云橋と流後と云  
大は名有りて流橋某妙六春日の池社と云る所のけり  
いふがこと中らんぞこの社より一せしむるに大は  
是公建と云

東大寺の八幡

東大寺の法堂の橋をいふ向山の橋より河和漢と云國今  
梅子元年勝寶元年十一月十九日梅子殿より言及云  
二月はさきより橋と大佛の傍より作と云ふハ外流と云  
石川年足者系更名和と云て勸信と名取國今云

徳久寺の御願の命より二月堂の南に塔を建てしむるに  
二月堂の老松并けり

本名絹素院と云實忠和尚の同墓を布き土面敷き佛  
堂なり毎年二月節りて十日と法会あり十五日は福堂に  
就く涅槃会あり老松并ハ二月堂の同伽藍に古寺同今  
云實忠和尚の御願の老松に後之供奉せらるる二月堂  
遠敷の外此今ましくして新くハ我々の事と云わ  
堂ありて是の形を御堂中より布き其跡其水とき  
流して一草昇して願伽藍なり一松并の引くは其  
老松の方より引いて新くハはるる内より盆浦せり毎年  
二月十五日の夜は此の水を云此の老松遠敷の跡あり  
り川の流し絶て去りてはるる河と名つけしき所

源治御傷之今法華寺の長よりりしむる  
二月堂四月堂

信は毎年二月堂と云如きは法勤菩薩像長辨信の  
作りし名を同命と云如きハ不空絹素般若よりして其作  
りしと云ふなり  
信は二月堂の四月堂と云如きハ善賢菩薩像今の如きハ法  
院と云ふ二月堂三月堂つきは名つけしなり

物持ハ我入りの作ししなり  
壬午四年よりして作りし長丈一人守口の徑九尺一丁方を  
りしと云ふ重四万八千九百貫目と云はるは法に云法ハ  
平多院詳ハ因幡と云久我入りの作しし  
大門の形新ハ源頼朝の墓に法に

西方門西井坂より國分門に至るは法隆寺の在りて光明  
四天に備置ありしと云ふ此門廢し後部は在りて穀屋  
窟を覆ふりし門の礎は西井坂の東にありて南方門の跡に  
法隆寺の在りて西北の惣門に轉磔門又東門に云ふ東  
南方門の在りて西の邊に大佛供奉當時法隆寺の跡  
ありしと云ふ圓福の迹中絶しと云ふ法隆寺の舊跡ありし  
大佛供奉當時の事ありしに法隆寺門ありしと云ふ圓福  
の迹ありし其跡に今も在りしと云ふ思はれしに法隆寺  
は法隆寺の跡ありしと云ふ

吾福の七堂伽藍始に法隆寺にありし中法馬廐と云ふ  
和漢之國今も和名に法隆寺或は法隆寺法相宗と云ふ  
冠山州宇治郡小野郷山階居住造寺於其地号山

和漢之國今も和名に法隆寺或は法隆寺法相宗と云ふ

隋文帝朝白鳳元年所造和州高市郡既坂改て  
既坂寺後元明朝和銅三年又所遷て春日地淡海公  
造營改て興福寺藤原氏御願法相宗基本也法相宗  
玄昉法師始傳來て春日の神宮寺とて春日と云  
盛衰記に既坂寺とあり只馬廐と云ふ一倉堂小園  
堂東金堂五重塔西金堂法隆寺今も在りて七堂伽藍一  
とありし此城小園を五年修めりしと云ふ五重塔西  
堂ハ光明皇后の沖建立小園を法隆寺に建立と云ふ

### 東金堂

和漢之國今も和名に法隆寺或は法隆寺法相宗と云ふ  
為り沖建立小園を法隆寺とありしと云ふ和漢之國今も和名に法隆寺  
七月沖建立とあり

中金堂

和漢之國今之金堂釋迦之勝山佛師の作白銀長子  
の佛に沖舟の中よりいし乞別之殿所におく像之和  
三年法海公達立の如堂也と云名不國今より大立の  
神色の像肩の玉に雲居且四より海に玉中より世々の乳  
くはとよふ何より持しと面より少く面尚不背と名  
つかりとて神明院より唐二年長福より佛師の作  
面光堂より珠と此所先ぬりてあり

金堂

和漢之國今之法海公金堂と曰ゆる速立也と云  
りりしと云

講堂

和漢之國今之天平十八年長園の大臣の作新也  
安河師の作維摩今海堂より其より新より白川殿より  
新大納言殿輔

外より月時ありとける法海とてその如くありと云ふ  
南園寺より補陀落の石より一と順礼の礼をせし

同云法仁四年冬嗣公の速立也と云ふ石元四綱索の觀言なり  
觀言の根像千體が地の底よりいし西より順礼す九番と  
と云ふ石元綱索の觀言の二月八臂丈より  
たの肩より唐の皮にかけしと云ふ石像と云ふ春日の石  
唐の皮より石中線と云ふと云ふ大回外の石  
石今集

補陀落の石の岸より堂よりいし石の石は今と云ふ





能く九十九のありは若くもくおれん  
花御書云二月より三月内平岡へ春りたのれは  
しきしうやをわく其佳例はて菊のしきは三月  
より四月のさきとのれは三月より四月のさき  
同七のうまをわく

和漢を因合し猿樂に新金春素河勝之孫也河勝  
は男氏安子三人の嫡が合を名づく二合を春と  
名づく三合油を名づく合春は高き春りの神は  
勤し和別竹田村の神一竹田氏と稱し油を名づく江別  
山王の神事と稱し日吉を名づく  
合剛の合合剛房と云上神四神の二堂を後春りの  
神の所と云和別坂戸と能く春りの神の所と

能世は伊賀の國勝代の子に雲をよみて春りの神と  
云ひ其年を成すの故と云  
能生は能世の子と見ると同く春りの神と云す和別  
と肥後神一土肥氏と云其後能世の子と云能世の  
りて能世の能はつと云はれ能世の本を能と云能世の  
や中大人能或は能世の能世の能世の能世の能世の  
のころころの能世の能世の能世の能世の能世の

### 水屋能

和漢を因合し水屋社少水屋川に在り其神は素戔  
島言和別南海神女毎年四月五日社に猿樂行  
る水屋能と云す少水屋社に在り其神は素戔  
若言の能





たつとくらぬるりり九勝のそや表とさよのてと教いぬら  
もねもあつてこの系目にならぬもの早やかしてさよも子細  
又云九りの早もあつておのねもさうりなよ早あつたといひ  
さよのねの下もさうりもさうりなよ早あつたといひ  
おのねもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも  
ねもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも  
日と回女つりは馬陽とて回女もさうりもさうりもさうりも  
也觀世彦久さい舟のまふ也

此金の以とき名不圖今其事さうりもさうりもさうりも  
さうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも  
さうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも  
さうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも  
さうりもさうりもさうりもさうりもさうりもさうりも

毒衣の侍下ハ道行のしりも後や

競馬ハ紀事曰古ハ無流社多有競馬ハ処家之氏人二十  
人各着射卷纒附縷左方着赤袍右方着墨被自馬場  
未至馬場本始先第一番左右每一足馳是謂空走也其  
后各双馳而每逢速決勝負則古所謂真手結也此  
紀事加茂の競馬さうりもさうりもさうりもさうりも

弓道格書云夫流鏑馬之由來者禁裏之馬場敵を  
射りて競馬ハ手書相畢て其次た近大連の射也各  
射村の上けて的ハ射り也たたハ該村の射平て結書の  
勝つる方卷并樂也又云多く射りもあつたといひ  
盛長和仁ハ儀を考て日兼射藝といひぬらぬ  
ハ此條とせよと絶らんといひ上世國一のさうりも







車道の所末長福ある中国神道の門の南よりとある長福を宗

おこころ人の徳にあらむ物なりとてさへせしむる格

格のついでに率川よりとある格をあらうてとてさへせしむる格

よきもの徳にあらむ物なりとてさへせしむる格のあらむ格

徳にあらむ物なりとてさへせしむる格のあらむ格

まらりて解脱上人

まらりて解脱上人 徳にあらむ物なりとてさへせしむる格

森ハ神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神地の森ハ神地山の極戸の社の少ありは神集院告事

神地の森ハ神地山の極戸の社の少ありは神集院告事

森ハ神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

神印を伝ふ韓道信の時信若と神地よ分の杜地獄谷子よ谷

ありていひやと流るる人々感服の方せしむ  
ゆゑ集ふるに中々苦の要るものなり

河原屋火塚

創始ある草創の河原屋は流るる幸國初者の  
創始は市を東なるに怪きものなり其時  
火塚の南園の東石淵寺の住僧是村の  
以所給てり給て後西寺の厨師とて流るる  
滅印ももるも二人の操若村の西の村に  
構火出で物ありたり信じて火塚と云

村のありては二七井板の流るる村の  
ありては

雲井板の流るるの流るる

村のありては

流るるの流るるの流るる

流るるの流るるの流るる

流るるの流るるの流るる

流るるの流るるの流るる

流るるの流るるの流るる

流るるの流るるの流るる  
流るるの流るるの流るる  
流るるの流るるの流るる  
流るるの流るるの流るる

帝の幸して哀憐一むふ

わがしらの福をいかに望むか後代に代りてはるるを思ふ  
希女のみちの物語よりいかに帝の文成をいかにいかに  
のやいかにわがしらの社にいかに後代に代りてはるる  
様多く集りてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる

衣け袴良弁衣

ま本集美明門院奉相

後代に代りてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる

壬午癸子四年の傳説よりいかに帝の御軍十一月十日入氣  
より壬午十五年東宮の御と傳説よりいかに良弁の  
すくすくしてはるる傳説よりいかに義國の春の傳説より  
後代に代りてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる

夜後の地蔵文使の地蔵

名不圖今も東大寺の佛堂のあつた地蔵菩薩の像  
つたの地蔵菩薩の像のあつた地蔵菩薩の像  
後代に代りてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる  
あつた月影のふりてはるる月影のふりてはるる





曹義徳細く考ふる一は信解云義行が所を  
とて国防得業を傳へて信り此所極の  
らく其作は及も其後長引ありむ  
重衡ハ治承ニ焼取ルハ永福ニ至ル

平家物語を案する治承四年十二月廿八日の教頭中納言  
板倉の門のあや打立てるに  
のみの信入福井の店りの日治承五年の  
少くを案する大信りけり  
そこの一はのせをたれぬ  
永福十年十月十日信解多門の傳へて  
東ちる一は信りけり此信は佛殿  
煙の中は信りけり

後醍醐の孫不踏く親正院ハ新正院と

信長信正源上人姓ハ紀氏源ハ左馬允  
た馬房出ぬ一仁安二年  
河津信正  
一は信正源上人の  
名木の多信正  
此信正公慶  
て大信正  
よ

栗島石ハ伊勢の沖の  
柳原花紅の碑ハ  
と



切りしゆの寛文六年二月廿七日の事と藤原の討伐  
の事と其時改めたる屋敷名多くん二の取計中も略も儀  
と云の事と其時改めたる屋敷名多くん二の取計中も略も儀  
事より法華寺より門をくぐり其より五町先の宮内省の  
よりたたらしりし事と名宗同宗より南条約の取巻たる事  
河時其國より流るる名考之れ年以たり事別の時南條  
修造一は其時か一切何れ足利より公一寸切ありし  
此考の如く又その事より減せし事なり  
柳生少弐の劍術家藤原の十文字

武藏守云村も但馬守宗嚴ハ和別柳生の人也先祖發  
お後して柳生より其の事あり道真公の流胤也上り伊豫守  
柳生より其の事あり河内守其時よりつけ新陰流と云は信忠公

は仕へ列侯流吉の教授一後藤繁一は柳生の人也  
閑居と其子傳る事宗嚴文禄二年庚午始り  
東照宮より柳生より其の事あり河内守其時よりつけ新陰流と云は信忠公

宗嚴流眞房法師流宗ハ中門門氏南條の流流して  
新門より其の事あり刀槍の術をぬり柳生より宗嚴と其の上り水  
伊豫守より刀槍の術をぬり又上野守其時より其の事あり柳生  
その習熟と新門より其の事あり其の事あり其の事あり  
と云は其の事あり中村守大馬守尚政より其の事あり其の事あり  
中村守大馬守尚政より其の事あり其の事あり其の事あり  
其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり  
其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり其の事あり

つくと云山と書澄白肌兼に直糖の如くして後二丈とて  
種糖とてとて齋院派と稱する也

法花の作は西名に書心丹法油味有力也

名在國今法花は法華の如く律ありて尼の如く  
して律者法花の如くも一は尼の如く律ありて尼の如く  
玉ふ如く律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて  
律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて  
今法花の尼は律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて  
律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて  
律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて律ありて

和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也

南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也  
南朝七名もの甚くは心丹法油味有力也

- 藿香 縹砂 丁子 木香 人參 川芎 防風
- 麝香 沉香 龍腦 生肌 草檜 檳榔 甘草
- 海上茶 金薄 白檀

右細事一々二月の候に抄して翻す也 心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
又和漢の如く西名に書心丹法油味有力也

和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也  
和漢の如く西名に書心丹法油味有力也

元年九月十日

元無事の海軍と此の海軍との区別を以てその名を著す  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て

敷き報告

みづのきつとやまきまきまき

元無事の元海軍と此の海軍との区別を以てその名を著す  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て

此の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て

和漢の國令の油煙を曝布國の海軍を海軍と云ふ  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て  
と云ふ事其國海軍より入る或は海軍又或は海軍の区別  
なり其の海軍の区別を以て其の海軍の区別を以て

熟なりしりて去りたる名有り夏月の物  
しるし出ると云又酒樽の内を此等  
是亦酒造の餘りたる名有り  
その傍上りたる云様  
はゆつと却る海  
物  
此の最南  
此の  
此の

お宿中継の事  
靴靴の皮  
空

お宿中継の事  
其の  
物色  
和漢  
通称也  
和列  
卷云  
の神  
物  
大和  
大和  
多  
多

とくしをたしりておなふヤチウの茶郷の轉らるる諸及水の間故  
わくしをたのりふくしきう飯のりこく本海道の村を

油煙取五合孫直乞馬坂の石織多村の本格子

名取園會云多防坂船老の町の名取の是より東山伊賀園  
しりあつ山中の鳴川村りて茶痛人故取つて集人そよ  
徳をわくし其流の入るそ山十の留之無言流町坂の下  
水向の所を痛人恒て往還の接人よ海にたつて世の御さ  
赤き油の取集の赤飯した人故る人の合堂の記ある本道の  
待方河川の別き情の方合の事一思ひの合の軒を  
名取園會云南部の御物町の本道河川にして縦横あり  
此所のゆい豊臣長七園は信一虎藏也と云ふ二人のぬりり  
善吉云其死去の後警指一五人足舟の取回るる今

竹茂の甚く南郷在一城の春をさるるは城を築くも  
虎藏の治言原之御町は信長御のりし時の合堂の事なり  
と云ふのゆい其元永六年の南郷の事なり船場御の御話  
松里の御事なり

四七〇 系八八系

行程先略の図に按るる事なり本海道の中町帯解へとも  
二階堂へともともかたは松尾山善徳山尾辻郡山一の  
出のりし七をさるる程田を洋るるは好て茶をさるる一八系は春日  
中の原にとも山古志福のり人雲井坂兩依保川常橋大秋  
月南園堂藤東なる浄を也

町々河門の名ありて五系系系の名をたつる夏冬その明記  
春秋の事なり其の法園の事なり人よあまなり是は河原の者

しきりてはるる——  
凡此賤者郡の勝地は並に稱し其地を以て所すは悉く  
辨し——其地志は尋く知む  
汗高改部の字を電——とて多し其地を以て其  
一者二月の書は——冬に書月の名は——と其  
ほり赤きのの病は人の一服のこも僅く其地を以て其  
而已彼等の地は文字もふ比せば是と何とせん

風俗文選通釋卷之三終



風俗文選通釋

賦

四





年中とすつと片と

海名を即ち文時忠は海兵公の玄孫と文成帝より重武  
帝神龜年中と國の良總追補使として東夷平治と  
海定く在任一家も承て一門転つて存てさうんや  
良兼伊の父より

うきより上総女平喜方是子任して海を即義家朝臣と  
代、居候の地と

上総女平喜方は平治元年の海兵公の嫡孫と字所とて中  
治を府の事兼伊保子保朝義子とお稱せとて中  
直方と婚し成りては海を即義家とて出陣し  
とれは海兵公の地と成りて海名を承ては世の  
宅地の傳と

賦と曰

是と序と

二代のおま九代の執務は元々の秋の紅葉と多し  
二代の將軍は賴朝に頼りて是も九代の執務は北条  
時政より高ゆきと連絡として高ゆきとて滅せし後  
是利高氏は同義詮の居候しむの上治の後、義詮の  
少中たる高督其氏より代り居候の地甚廣くは是  
は

柳の都りありの里形、同雲井の山頭

名正化と平安城、花の都海念、柳の都と云々  
海

海念やう海とつる國柳の都りありの里

於園の地を豫念の中央よりとて西に耕て於園を因て  
於園府の地を面宿するに於義康平二年於後さし傳  
りて因八月山城の地を若き向此由井の於園を初傳  
しとて治承四年七月に於朝由井の於園若き向此の  
宮地より傳りてあり於園を因て八傳をありて此の地  
甚に於園明神とて於義の社ありて於建久三年於朝  
比の於義の因西の丸山に移し此の傳を於義初傳とて  
名を因を云ふ別して傳りて豫念由此の事とて於義の  
於園の地を今下の名に傳りてあり是也とて於園を因  
聖井の願とて柳の都とて柳の宮の稱ありて新橋邊某  
たき傳習基氏

於園はさきかたの柳の都とて柳の宮の稱ありて新橋邊某たき傳習基氏

名を因を云ふ傳りて今下の名に傳りてあり是也とて於園を因  
聖井の願とて柳の都とて柳の宮の稱ありて新橋邊某たき傳習基氏

下の若きハ於義初傳の地をとりて上の若きハ傳りての地を  
宮地とてさきとて民の戸廻りありて

和漢三才圖會云治承四年源朝朝云初請于小林郷  
下宮若宮是也又建久三年於其上地別造宮謂之上  
宮初所祭由比郷宮爲旧地云鎌倉右大臣  
之相ありてさきとて万代とてさきとて万代とて

於義初傳の地をとりて今下の名に傳りてあり是也とて於園を因  
聖井の願とて柳の都とて柳の宮の稱ありて新橋邊某たき傳習基氏  
江の流りて三年於天  
初傳りて今下の名に傳りてあり是也とて於園を因











系法かゝるる親の何と

系法七年ハ化教改ふりて名宗國令云云要を備ふ系法ハ  
捕へしあふし先立しとて今も不完事海して年々其  
物に似し古くは教廢して後世進へ作りの侍日向陽  
菴といふありし系法ハ其の用基として事法も其の上面  
觀る所也と化教改の意をより西の地なること

唐系法七年同云轉かす葉々谷の南ふ庭は其の石  
塔よりりてい庭ハ別去の年と云お傳ふ唐系法ハ其家  
を印支國の姓ハ親親ハははるる本も義仲ハ内通して  
親親ハ其殺さんと親ハ情事と遂に流傳りしを  
け去の條ハ今らゆこと

大徳のちハ信後の流るる事

去年は所傳ふ云抑も氏ハ今と法ハ忠信といふは其の  
僻るありしとすくふはゆふりて其の親王ハ是れ其  
情ハ深りたること根元とゆふは去年の五月ハ官軍ハ其  
所傳る事ハ一も一劃題の法ハ其のめりて其の事  
と亦信て其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
方より是と云傳へて平傳ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
札ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
畫法監所點し其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
國て其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
らして其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
圓ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事  
こと其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事ハ其の事

力あり、是止むいさう、尚終、止まらぬ、さうあやゆ、  
物さう、法由、今も、成る、兵さ、此ら、あう、さ、  
さ、て、ゆ、継母、此、さ、さ、奉、聞、せ、ら、兵、に、親、王、  
存、す、い、ま、い、る、法、由、の、兵、四、ら、之、其、地、  
あ、れ、い、ま、い、る、法、由、の、兵、四、ら、之、其、地、  
流、飛、上、ま、す、し、中、の、中、の、中、の、中、の、  
宮、の、子、の、子、の、子、の、子、の、子、の、  
皇、内、方、の、方、の、方、の、方、の、方、の、  
い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、  
押、さ、ま、す、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、  
之、と、い、は、れ、ま、す、い、さ、い、さ、い、さ、  
其、の、始、り、も、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、

神、心、り、ま、す、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、  
後、は、の、り、ま、す、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、  
世、の、報、り、も、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、  
宮、に、直、親、親、方、の、方、の、方、の、方、の、  
と、誓、固、一、法、念、い、り、ま、す、い、さ、い、さ、  
此、ら、を、る、足、利、ま、す、い、さ、い、さ、い、さ、  
好、く、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、い、さ、

寶朝の卿の公曉のるふ執せらる

鎌倉將軍家譜曰建永元年十月寶朝以頼家子善哉  
公為猶子建曆元年九月善哉公落飾号公曉建保五  
年六月公曉自園城寺下看補鶴岡別當兼元元年正月  
某日酉刻寶朝為拜賀參詣鶴岡二月卿扈從雲客

並御家人等行列供奉義時俄有疾讓御劔仲章而退  
及夜陰右大臣神并事終退出之處別當阿闍利公曉  
窺來于石階之際取劔犯右大臣即覺時歲廿八或曰  
公曉詐為婦人形狙擊之義時遣兵誅公曉  
和漢之國今之柳言明神在在本社西坂下賴經卿  
造云祭神源安貞朝云

名所因今云實朝塔ハ壽福寺の傍より  
勝長壽院ハ義朝の禰樓と云也

源朝臣三位義朝ハ源朝友ハ義朝の子也平治元年  
清盛ヲ殺シ牧軍して尾及て往き長田の家ヲ寓り長田  
彦日忠致長子景致と謀り義朝ハ活字と稱て殺す曰  
二年正月京師又幕府せらる文亮上人獄守ふといふ

くけてゆく寺とあり一廿五年四月と白布ふ包とあるは  
いふに五十一在馬頭殿のくく包とあり朝朝とあり  
くく平家物語よりくくくく分脈系因ハ義朝勝定  
壽院とありとあり大所奉々谷ハ勝長壽院の古也

法華堂子ハ朝朝の塔墓也

名所因今云大石ハ朝朝能証朝朝の東ハ和遠橋の北  
ハハ法華堂朝朝能の北山際あり今ハ法華寺あり  
ありあり朝朝ハ朝朝と云ふのハ朝朝と云ふの  
如く橋觀者ハ由此の里の七若原野忠の朝朝と云  
善法花子のものあり慶應記云法華寺ありありの  
善子表くくく朝朝ハ及及法華寺と云ふと云ふ  
橋の方ハ法華寺中法華寺家建とあり古幕府の墓也

おー又中々ありの御斗者定めの忠人の堀り又吉  
の彦之の堀りといふ

西行上人ハ二才ニ事ハ成流也

西行は行田守を寺師と改め律師左近将軍を  
唐尾の僧徒を位下右兵衛尉憲法を多岐坂古御守  
公十五世の法業多岐院北面の右中納言の隆流也ハ四  
原清経の女之憲法ハ我流の達人あり名匠ニ保延三  
八月有事此母と号國信房後上院大室房西行建久九年  
戊午二月十六日小室と名を國守云西の上ハ源念の母  
あり行田守ニ取軍は行田守共思付は此の格也  
賜は是と推しおられ志境界と云ふといふ事あり  
といふてゆらぬといふ

定西行ハ七年ありと伝はる

源頼朝のハ中葉國信殿より一交の所末より父君ハ五條之位  
母君ハ美福内侍の御老の爲と云ハ二條院ニ遷居三年と云ハ  
父君後醍醐天皇基後頼朝よりお致お東よりして後醍醐  
の御所罷りてき源念は右基後頼朝のお孫也其の内府此之  
言是御門の内孫也上もき源念の言はる按より  
之期元久三年四月十二日のお事と御事ハ九年十四  
兼元三年七月至朔詠歌を信をよせられ並に其のあり  
右京之御事と云ハ其八月定まらる詠歌の御事也  
らゆらと云ハ九年十月京にあり其の事より其の事  
其の七年の御事ハ又明月記と云ハ元久元年より建保  
四年より其の御事ハ其の御事ハ其の御事ハ其の御事ハ





國をんぬら地なりて以て難瓜ゆいさう甚也丁名らん其國を  
相承するなり日蓮宗の寺の座なり日蓮上人の居るなり是にて  
ある山ありて立正安國の編述一云ふ又云ふは此法橋と云  
名ありては名を細村の東なり名を此の地ありて稱するは化瓶  
地のとすく是を言はば此の南なり

建長寺

巨福山興國建長禪寺餘國の西北巨福改改なり禪宗  
濟家鎌倉五山の才の才なり此の才は才地を善哉國の子也佛  
國山也是禪師の道階又南漢といふは宋國西蜀の人にて  
建長元年の創建なり北條お承するなり

最明寺

四條山の四なり一砂海山禪寺と云國を禪宗十刹の其一也

此の年の時なりて七堂伽藍也今廢寺なり

圓光寺

瑞鹿山圓光禪寺山の四なり一鎌倉五山の才也此の善刹の  
新也此の五年お承するなり建立用山宗の佛光禪師名  
稱光字に子元姓は許氏宗永慶元年の人の法隆佛殿の南  
の方の方なり

壽福寺

龜谷山壽福寺龜谷山あり海念五山の才也此の禪也  
陳和卿の作竹久紙法より正治二年海影稱云尼所宗  
龜谷の地なり一禪師と云山は立正國師宗西本願宗の  
鼻祖也此地海影義家東國禪宗の時立正は此の地なり  
海藏寺ハ石割と云ぬの開基也



扇谷山法親王の廟号ありし如き葉師修の啼葉師と稱す  
者此山の寺に小島親父の啼く声あり源頼朝に其地を  
入るふりき墓ありしを是れ移し其地を移して是と改めし  
啼声止むと云ふ事あり葉師の死後其地を別と一師の作を  
其地を移ししと云ふ事あり山法親王の廟号ありし如き葉  
師の嗣法修海岷と稱す天正年中より建長より廢すと云  
岡山傳云海親律師心昭空ありし地は法親王の  
舊村の人ありし康原帝の御宇玉藻宗と云者何れ其地  
ありし如き殿階に照すと云帝は其地を不詳之安部  
易説と云と云いて玉藻宗ありし地を忽ち此と改めし  
此の帝は康原帝の廟号ありし如き葉師の廟号ありし如き  
地ありし如き地ありし如き地ありし如き地ありし如き

後百年餘概の長石と云ふ其石は少くも数人氏皆此石  
氏の若くむす事一宮法親王海親と稱す此地は法親  
王破寇階の極楽所也曰汝既之是石其何の如き  
未の性何れ不白を收得心也其法親王の端的底本未  
面目未嘗或一現成公案大難事異類中行任度量と柱  
杖と何れと云ふ一石は石破砕す其石人の女子現して  
曰我淨戒と稱す天正中と云ひ是の如く没す平の  
時形も道徳をききて奥に金澤利根川ありて其地の  
鐘聲の音もよめ建長年間と云

松久園の事

松久園東慶寺の園也其の南向ありし如きは新也服土文殊  
善賢金銅の像此石は寺之用山潮音院之山志道也

北條平時高の室妹御殿女御の母に於て不承不承  
 七年四月甲午卒と明年落飾して當所を創むる  
 和漢を因今も宗國合皆同し室親の尼と云は謬し  
 宛種也清地氣澤海太所長等の説也

宛種也ハ高橋等の如き古くとも名宗國合云清の井等の  
 下西南の政待りてんるも鎌倉十井の甚くしむる  
 の歡喜の所新所は井と地如ん故と名を以て北條の例  
 少きより松原と地氣するころの井の西より新所を別  
 配所の所同運所なりと其後互別日金山より北より移りて  
 故より今山の地氣と云名を以て松原と云西ハ岩屋を清井  
 新所也清地氣澤海太所長等の説也  
 又ハ清地氣澤海太所長等の説也

即今辨——

名所國合云大佛初佛村澤原より大蔵山清澤原より  
 清地氣澤海太所長等の説也今細谷庭所佛地氣澤  
 海と云澤原より又雨森澤原より長谷五尺清地氣澤海太  
 所長等の説也澤原の云佛地氣澤海太所長等の説也  
 建長寺より南より四宮の地氣澤原より大佛の古礎部  
 宇餘石より北より一旦一里許東經子澤原の云佛地氣澤  
 海と云建長寺の地氣澤海太所長等の説也開山大蔵山  
 北より中宮より一里許より一里許澤原に云佛地氣澤  
 海と云但自整潔至跡坐る雲二尺周圍十寸間一尺石  
 高四尺五寸面長八尺五寸横五尺八寸白毫周圍一尺五寸  
 眼長四尺眉長四尺二寸耳長一尺一寸鼻竪三寸

八寸横之寸口廣二寸五分肉髻高八寸徑一尺  
四寸螺髮各高八寸徑一尺其數八百三十顆膝徑  
六間餘佛手大指周三尺餘腹中尔阿弥陀三尊  
佛六觀音公女と桓朝御の建云云云

和漢名因云云海光山長谷寺光明寺末寺本寺十  
一面觀音長二丈六尺五分佛師春日作坂東惣元  
每年六月十七日今日辟集初別と名多觀音木之  
末作と地文今惣元王勲河内國春日村人兄弟共佛工  
故稱春日作和州長谷寺觀音此同作也慶遊記云  
長谷寺長谷村と春日の佛師と記とい卷九  
五年酉三月作と云云云云長八尺行基の作と  
金洗淨と月夜の井 移の下の少寺のあは牛と云云感

移の下の少寺

名不詳成梅不金洗淨は横之不七と云云後の此方より  
早月夜の井と清和の言の傳あり名不詳因云云早月夜の  
井の移集と云云一上り移の下の少寺ありと云云後の此方より  
此井の中は空も星の影もあらぬと云云平此のとき  
井を掘りて水ありと云云兼て井の中へ石を置くと云云  
あつと云云云云此井の西より早月夜井と云云と云云  
是向と云云井の口より虚を掘りて傳云云天年中は此井より  
行基の初一は移集作らしと云云云云云云  
能知言と移の下の少寺ありと云云云云云云  
是はと云云の移集と云云の傳云云云云云云



小栗 鎌倉土平満重と云者乃りて謀叛の事一鎌倉の河内  
背けりり持氏の追討して口知れぬ結城の城と星田  
八月二十日小栗の城とせりり小栗重より軍兵ひき  
城より出づ防戦いれぬ鎌倉の城と色左衛門重本戸  
内返馬と云ふ事ありて是れ河内郡上杉四郎重隆の  
てち方より妻をぬりて城と云ふ事あり小栗重より  
ちのいふ事ありて其より小栗重よりいふ事ありて  
いふ事あり相別持氏重と云ふ事ありていふ事あり  
けりり小栗重よりいふ事あり小栗重よりいふ事あり  
福島のいふ事ありて小栗重よりいふ事ありていふ事あり  
する事健勝の事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり

毒心入る者も教をいふか同く毒心の持たぬものも集りて  
今此のいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
り小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
飲まぬと云ふ事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事あり  
このいふ事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事あり  
任事代りり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
おとすれ小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
盗人のいふ事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事あり  
一のいふ事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
つる事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり  
此のいふ事あり小栗重よりいふ事ありていふ事ありていふ事ありていふ事あり

行時のる者其の及揚入流り上人成ちのこゝれ上人意れ  
める二つつけて之別入道り之彼毒海江のそあ人遊女  
をほろ流し三つら成室何年れ盗人共其相分あす  
功より多る者其酔る体より一休ふもえり海江  
他より多る水も流れあき川りりといふことなり  
其後取享の以小栗之別より其波遊女なる出櫃の  
〜〜ゆり盗人いふ事は後〜〜其孫代の前は  
す〜〜と相傳を因今世は白以照照為照天以盜料  
為檜山氏以小栗諱為兼氏者未詳小栗實記云桓  
武天皇十一代後胤武藏国檜山郡日安董母婿子安妻  
之云者り元來相傳を城よりいふ其人多るは根元  
より意承三年の去海倉差領氏傳の勅氣成其也

まゝる民間よりして其海東山も道の盜賊の音傳りるを只  
今ハ粟山子要室の攝へ三年人成從往來の強成  
好け官物成攝め民成此の官物成其れ此の成取文  
況神成成其れ〜〜小栗堂ハ成成其れ成其れ成

阿佛長明日記

阿佛尼ハ成系成其の母ハ其門成の四條〜〜其成  
其れ多るを成其れ成其れ成其れ成其れ成其れ成  
其れハ後ハ其成保元の時り二條三條成念其成後成  
土所門の朝成其れ成其成其成其成其成其成其成  
成氏成念成其れ成其れ成其れ成其れ成其れ成其れ成  
辛未十月十二日鴨社司前大丈長明入道蓮亂依雅經朝  
臣之舉此間下向奉謁將軍家實朝及度〜〜







土人俗則川を沖書り嶽に土傳の事あり云々

名をたす事又取仲

礎の如く感概の情あり時々の情あり

四都の如くあり礎の海あり

心懐はるるあり昔の事あり

知るるあり社社あり俗味あり

勢の如くあり事あり

悦ばるるあり通念のあり

うらの中に入りは美あり

世にたり

前入也

のこもき

ととくは

と肥次郎

たよふ

後人

撰

苔慶

の

和漢

と

の



田川善吉の也。又細路所の後、善吉の之を居るは、  
と海に、和しとて、緑紙は、定元年甲子、許意、國白  
友、首を、出、す、此、後、善吉、の、世、を、以、て、善吉、の  
結、を、以、て、一、別、此、後、之、を、以、て、今、より、五、十、年、の  
む、一、如、ん、地、形、は、善吉、の、如、く、一、大、き、く、以、來、成、持、す、  
こ、と、形、態、を、と、辨、せ、ら、る、

思ひのおをたね

思ひのお、川、橋、の、北、の、向、り、上、第、一、中、の、別、り、地、の、向、り、  
い、ま、あ、り、一、入、心、の、中、心、の、向、り、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
お、の、向、り、仁、和、年、中、の、巨、勢、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
こ、り、此、れ、向、り、一、向、り、向、り、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
さ、り、向、り、一、向、り、向、り、の、向、り、一、向、り、一、向、り、

今頃の文をたね

百、代、一、と、い、ふ、終、り、事、成、持、て、善、吉、の、向、り、一、向、り、  
此、れ、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、  
今、頃、の、文、を、た、ね、一、向、り、一、向、り、一、向、り、  
和、漢、を、同、心、を、今、頃、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
和、不、北、海、越、路、の、平、美、的、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
は、和、向、向、の、建、治、三、年、卒、早、移、る、法、名、正、慧、以、為、  
名、古、國、今、を、南、部、西、向、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
古、路、の、境、向、り、向、り、向、り、の、向、り、一、向、り、一、向、り、  
平、頭、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、  
黒、下、傳、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、  
四、文、を、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、  
一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、一、向、り、

北條九代の惣領の時子孫を承けし事なく慶長紀を基とし所  
もつりて此の如く十代より十三代まで其の如き事ありし事  
概西湖の梅善堂像梅の善堂像梅の梅善堂の如き事ありし後  
梅ありし

文殊像善堂像十の梅梅西湖梅も善堂の如き僅し西湖  
の如きの二梅ありしむ

乃子園今も文殊梅と申すありし神の又の梅今も新井の  
梅也善堂像梅と申すありし子孫の善堂梅今も梅と申す  
梅梅也善堂の如き事ありし今も梅と申す西湖梅也一園  
杭州西湖の梅善堂と申す梅今も梅と申す善堂の梅善堂  
の善堂ありし梅善堂と申す梅の善堂梅と申す

乃子園今も文殊梅と申すありし神の又の梅今も新井の

此の如き事ありし梅善堂と申す梅の善堂梅と申す  
乃子園今も文殊梅と申すありし神の又の梅今も新井の  
梅也善堂像梅と申すありし子孫の善堂梅今も梅と申す  
梅梅也善堂の如き事ありし今も梅と申す西湖梅也一園  
杭州西湖の梅善堂と申す梅今も梅と申す善堂の梅善堂  
の善堂ありし梅善堂と申す梅の善堂梅と申す

この山南は海舟の西舟よりなる地なり。其の地は、  
昔の早稲のきりかへを備せしなり。今の春平石島の  
はるかに及ぶなり。

名山園を封境せしめて平地なり。其の地は、  
昔の今の石代石島の地なり。其の地は、  
今より柳海舟の地なり。其の地は、  
井十橋五石水より此城五石の地なり。其の地は、  
其の地は、其の地は、其の地は、其の地は、  
其の地は、其の地は、其の地は、其の地は、

風俗文選通釋卷之四

